年金収入のみの方、国民健康保険税課税所得申告者に対する地区別所得相談のご案内

日　程	受付時間	会　場
２月５日（金）	午前：９：30 ～ 11：00	南栄会館
	午後：１：30 ～ ３：00	西部百年館
２月８日（月）	午前：10：00 ～ 10：20	花石交流センター
	午前：10：30 ～ 11：00	種川構造改善センター
	午後：１：30 ～ ２：00	金原基幹集落センター

◆年金収入のみで、所得税の納税、還付を要しない方、国民健康保険加入者で、軽減措置が見込まれる方が対象です。
※上記対象者以外の全ての方は、一般確定申告となります。
※75歳以上の方で、後期高齢者医療保険に加入されている方は、対象外となります。
◆印鑑、公的年金等源泉徴収票等をご持参ください。

令和２年分　農業所得申告相談のご案内

日　程	地区名
２月16日（火）	中里、住吉、種川、稲穂
２月17日（水）	寒昇、御影、田代、八束
２月18日（木）	白石、金原、豊田、神丘
２月19日（金）	農業所得申告相談予備日

【受付時間】　午前９時～午前11時30分・午後１時～午後４時
【会　　場】　役場２階会議室

各種相談・申告について

各会場へ行けない方。ご不明な点などがありましたら、遠慮なく下記までご相談ください。

【問合せ】
税務住民課　課税収納グループ
☎82-0111

令和２年分　一般確定申告相談日程表

	日　程	自治会　・　町内会名
２月	22日（月）	美利河、花石、中里、住吉、上種川、種川宮前、種川駅前
	24日（水）	中種川、下種川、奥種川、金又、下メップ高台、稲穂地区、光台、御影
	25日（木）	豊受、南豊受、田代地区、八鈴、八束地区、白石地区
	26日（金）	金原地区、鈴金地区、春日井、豊田地区
３月	１日（月）	トマンケシ地区、イマヌエル、神丘地区、鈴岡地区、日進
	３日（水）	高美町、日の出町、東町
	４日（木）	八幡町、本町、昭和町、旭町、栄町
	５日（金）	大和町
	８日（月）	末広町、緑町
	９日（火）	南町、商工団地
	10日（水）	南栄町
	11日（木）	寒昇、曙町
予備日	３月２日(火) 12日(金) 15日(月)	※上記相談日に来れなかった方や、申告が済んでいない方はお気軽にお越しください。

【受付時間】午前９時～11時30分・午後１時～４時　※受付開始１時間ほどは大変混み合いますので、ご留意願います。
【会　　場】役場２階会議室

八雲税務署　確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です！

混雑緩和を図るため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。また、入場整理券は税務署で当日に配布します。なお、オンラインで事前に発行する方法も導入予定です（オンライン発行につきましては、後日、国税庁のホームページでお知らせします。）。

【問合せ】　八雲税務署
☎0137-63-2148

「権利擁護」についてご存知ですか？

●そもそも「権利擁護」って何？
⇒「権利」を「護(まも)る」ということです

地域包括支援センターでは、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健・医療・福祉に関する幅広い相談に応じています。
そのなかの一つに「権利擁護事業」があります。

●どんな「権利」を護(まも)るのか？

・認知症などで判断能力が低下し、金銭管理や契約行為が難しくなった方に対し、詐欺などから身を守るための「成年後見制度」の活用をサポートします。
・暴力などの虐待被害に対応し、早期発見と介入を行ないます。



●具体的にどのような時に相談したら良いか？

・最近物忘れがひどくなってきて、お金の管理に自信が無くなってきた…
・ご近所で怒鳴り声が聞こえる…もしかして虐待を受けているのかも…？

詳しい話を聞きたいなど、お気軽にご相談下さい！

【問合せ】総合福祉施設 としべつ内
地域包括支援センター ☎82-2780
社会福祉協議会 ☎82-0557

「障がい者控除対象者認定通知書」発行いたします

●高齢者本人及び高齢者を扶養している方で、その高齢者が知的障がい者及び身体障がい者に準ずると認められた場合（要介護１～５の方）、所得控除額の範囲が広がります。
●農業所得・一般確定申告の所得控除の証明書として申告を行うことができます。
●申請及び問い合わせについては下記にご連絡ください。

【問合せ】保健福祉課　保険・医療グループ　☎82-2780

今金町防災行政無線　の運用が始まります

町民の皆さまの
生命と財産を守るために

今金町では、令和３年４月からの運用開始を目指して、屋外拡声局の整備や戸別受信機の配布など、準備を進めております。

①屋外拡声子局の整備
・既設消防施設整備12 ヵ所
・新設整備９ヵ所
②戸別受信機の配布
・申請に基づき世帯ごとに１台無償貸与

※戸別受信機の配布方法などは、後日、くらし安心課からご案内いたします。

■防災行政無線とは・・・
市町村が整備する無線通信システムで住民への防災情報の伝達や、関係機関との連携を行うものです。また、平常時は一般行政案内にも使用する無線局です。

【 防災行政無線で伝達する情報 】

・自然災害情報（台風や大雨など）
・火災発生情報
・Ｊアラート情報（ミサイル発射など）
・防災関連情報
・行政情報

【問合せ】くらし安心課　防災・住民生活グループ　☎82-0111